

横浜商工会議所「平成 16 年度税制改正に関する要望」 の実現状況について

(○実現、△一部実現、×実現せず)

横浜商工会議所 平成 16 年度税制改正に関する要望項目	要望実現状況 平成 16 年度税制改正大綱より抜粋
<p>1. 法人所得課税の実効税率を引下 げること</p>	(×)
<p>2. 中小企業軽減税率の適用所得金 額を2倍程度に引上げること</p>	(×)
<p>3. 地方税財源の改革を実現させて外 形標準課税は廃止すること</p> <p>当所では、かねてより、国から地方への税源移譲等を主張するとともに、国税と地方税の課税標準を同じにした上で、現行の法人事業税と法人住民税等を廃止し、「単一税率の地方法人税(仮称)を創設すること」「法人基本税(仮称)を創設すること」等、外形標準課税の導入に頼らない抜本的な地方税改革についても提言をしてきたところである。</p> <p>こうした改革への取り組みが不十分なまま、平成16年度より資本金1億円超の法人を対象に外形標準課税を導入することには反対であり、廃止を含めて再検討すべきである。</p>	(△)
<p>4. 中小企業の事業承継を円滑にするために、以 下の税制措置を講じること</p> <p>① 欧州諸国の例に見られるように、5 年程度の事業の継続を前提に、少なく とも相続税評価額の5割を控除できる</p>	(×)

国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。

ような制度を創設すること

- ② 取引相場のない株式の評価方法について、更なる見直しを図ること、例えば、類似業種比準方式での評価に際しては、大会社・中会社・小会社ともに斟酌率を0.5とするなどの改善を図ること
- ③ 非上場株式の譲渡によって譲渡益が生じた場合には、上場株式の譲渡益課税と同様の税率を適用すること
- ④ 相続人が相続税の納税資金確保のために、会社へ自己株式を売却した場合、現行では、上場株式は譲渡益課税されるのに対し、非上場株式はみなし配当とされて総合課税されており、納税しようとする者に対して過重な税負担となっている。

このため、非上場株式の会社への売却について、上場株式と同様に譲渡益課税とすること

5. 同族会社の留保金課税制度を全廃すること

平成15年度の税制改正では、自己資本比率が50%以下の中小法人(資本金1億円以下)に限って、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度について留保金課税を停止する措置がとられたが、法人税率と所得税最高税率との格差が大幅に縮小されており、もはや課税の根拠を失っているため、同族会社の留保金課税制度は、全廃すべきである。

6. 欠損金の繰越し控除の期間を延長するとともに、欠損金の繰戻し還付

(△)取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例(自社株に係る相続税の課税価額の10%軽減措置)の対象となる特定同族会社株式等の価額上限を現行の3億円から10億円に引き上げる。

(○)非上場株式の譲渡益に係る税率を26%から20%に軽減する。

(○)金庫株の取得時において、みなし配当課税の対象から除外する(この結果、税率は総合課税による最高50%から譲渡益課税の20%に軽減)。

(×)

ベンチャー企業に係る同族会社の留保金課税の停止措置の適用期限を2年間延長する。

(△)

(1)欠損金の繰越期間について、現行

を認めること

ゴーイング・コンサーン(継続事業体)としての企業への課税においては、事業年度が事業成果を算定するために人為的に設けられた期間であることから、期間損益を事業年度にまたがって通算することが合理的である。

こうした観点から、欠損金の繰越し・繰戻し還付制度は、国際的にみて普遍的に認められており、例えば、アメリカでは20年間の繰越し控除、2年間の繰戻し還付が認められ、イギリスにおいても無期限の繰越し控除、1年間の繰戻し還付が認められている。

わが国においても、欠損金の繰越し控除期間を10年間程度に延長するとともに、租税特別措置において凍結されている繰戻し還付の凍結をただちに解除すべきである。

7. 貸倒損失・貸倒引当金に関する税務処理は、企業会計基準に合わせたものにする

不良債権処理に関しては、企業会計基準と法人税法による取扱いが一致していない。すなわち、企業会計基準では、不良債権が発生した場合、将来の取り立て見込み不能額を貸倒引当金として計上する必要がある。他方、法人税法は課税対象となる所得が過少に計算されることのないよう償却できる基準を厳格にしている。

このため、銀行の自己査定で実質破たん先となったものであっても、税法上では、法的整理や担保処理などにより損失が最終的に確定するまでは、有税償却を余儀なくされている。

企業会計と税法上の整合性を図るためにも、また、不良債権の最終処理を円滑に進める観点からも、貸倒損失または貸倒引当金の税務処理は企業会計基準に合わせたものにすべきである。

の5年間を7年間に延長する。その際、既に不良債権処理や事業の再構築に取り組んだ企業も支援するため、過去3年の欠損金に遡って適用する。なお、延長に伴い、帳簿保存期間を一律7年に統一する。

(2) 欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認事業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

(x)

金融機関の不良債権問題の解決は、わが国経済の再生のために重要な課題である。金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する。

8. デフレ克服・内需の拡大に寄与する住宅・土地・自動車関連の税制改正を行うこと

住宅・土地投資や自動車の買い替えについては、大規模な需要創出効果が期待できる。そこで、次の措置を講じるべきである。

① 住宅ローン税額控除制度の適用期間を延長すること

(○)平成 16 年居住分については、現行制度(控除期間 10 年間、住宅借入金等の年末残高 5,000 万円以下の部分、控除率 1%、最高控除額 500 万円)を維持する。また、平成 17 年から平成 20 年にかけて段階的に縮小する(平成 20 年には、年末残高 2,000 万円、控除率は 1～6 年目まで 1%、7～10 年目までは 0.5%とする)。この結果、平成 20 年居住分については、住宅借入金等の年末残高 2,000 万円以下の部分について、最高控除額 160 万円となる。)

② 住宅ローン利子の所得控除制度を創設すること

(×)

③ 省エネ・防災・バリアフリー等の良質な住宅の普及促進を図るため、新築と増改築についての優遇税制措置等を講ずること

(×)

④ 自己用住宅の買い替えを促進するために、売却における譲渡損失繰越控除制度の適用期限の延長と「過去 5 年以上所有」となっている所有期間要件や譲渡資産に係るローン残高要件を廃止すること

(△)適用期限を 3 年延長し、平成 18 年 12 月 31 日までの譲渡に適用するとともに、譲渡資産に係る住宅ローン残高がない場合も適用対象に加える。

⑤ 土地活用を促進するため、個人の不動産取得における土地取得のための借入金利子を損益通算の対象から

<p>除外するという措置を廃止すること</p> <p>⑥ 土地が他の資産より有利として重く課税している個人の長期土地譲渡所得課税は、土地の流動化を阻害しているので、税率26%を20%程度に軽減すること</p> <p>⑦ 事業用資産の買い替えを促進する観点から、事業用資産の買い替え特例の繰り延べ割合について、現行の80%を100%に上げること</p> <p>⑧ 特別土地保有税については、平成15年度の税制改正の中で、「当分の間、課税を停止すること」が決定しているが、土地の有効活用を促進する観点から、ただちに廃止すること</p> <p>⑨ 自動車取得税については、新車の購買意欲を削ぐ税制となっており、また、消費税との二重課税にもなっているため、廃止すること</p> <p>なお、ただちに廃止できない場合には、駆け込み需要を期待して、景気回復が図られるまでの当分の間、暫定的な措置として課税を停止すること</p>	<p>(×)</p> <p>(○)平成16年1月1日以降に行う土地等の譲渡について、税率を26%から20%に引下げて適用する。</p> <p>(×)</p> <p>(△)特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。</p> <p>(×)</p> <p>☆燃費基準を満たす自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、以下のとおり重点化した上で、2年間延長する。</p> <p>(1) 燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車で、平成17年自動車排ガス基準値より75%以上排ガス性能の良い自動車について、取得価格から30万円控除する</p> <p>(2) 燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車で、平成17年自動車排ガス基準値より50%以上排ガス性能の良い自動車について、取得価格から20万円控除する</p> <p>(3) 燃費基準を満たす自動車で、平</p>
---	---

<p>9. 証券市場の活性化のために、以下の見直しを行うこと</p> <p>①上場株式等の相続税評価額を2分の1に軽減させること</p> <p>②株式譲渡益・配当にかかる税率10%の適用期限を無期限にすること</p> <p>③株式譲渡損失の繰越し期間を3年から5年以上に延長すること</p> <p>10. 設備投資を支援するために、以下の見直しを行うこと</p> <p>① 建物・設備・機械の経済耐用年数に合わせて償却期間の短縮を行うこと</p> <p>② 法定耐用年数を経過した固定資産</p>	<p>成 17 年自動車排ガス基準値より50%以上排ガス性能の良い自動車について、取得価格から20万円控除する</p> <p>☆平成 17 年自動車排ガス規制に適合したディーゼル車について、当該自動車の取得が平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの間に行われたときは以下の特例措置を講ずる。</p> <p>(1) 乗用車を除く自動車については、自動車取得税の税率から100分の2控除する。</p> <p>(2) 乗用車については、自動車取得税の税率から100分の1控除する。</p> <p>☆自動車NOx・PM法対策地域内において、窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準非適合車を廃止し、最新規制適合車に代替した場合、ディーゼルバス・トラックの税率を100分の2.1控除する。</p> <p>(×)</p> <p>株式投資信託(公募型)に係る譲渡益課税制度について、上場株式と同様に、譲渡益課税率を現行の26%から10%に軽減するとともに、3年間にわたり、譲渡損失の繰越控除を認める等の措置を講じる。</p> <p>(×)</p>
--	---

について、備忘価格(1円)まで減価償却ができるようにすること

- ③ 事業用定期借地権上の建物の法定耐用年数を短縮させること

11. 創業・ベンチャー企業を支援するために、以下の見直しを行うこと

- ① 起業家・ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めること
- ② 起業家・ベンチャー企業への投資額の30%について税額控除を認めること
- ③ 創業後、5年間に生じた欠損金の繰越し控除を無期限で認めること

(x)

12. 交際費への課税方法について、更なる見直しを行うこと

景気を一刻も早く回復させるためには、国内消費を拡大させることが第一であることから、暫定的な措置として、「定額控除額全額の損金算入を認める」「大法人にも損金算入を認める」等の更なる見直しを図るべきである。

(x)

なお、国税当局は、通達に基づいて交際費に該当するか否かを判断しているため、税収確保の見地から、社会通念上必要とされるべき交際費(例えば、慶弔費用)まで課税範囲に含めているケースがあり、見解の相違が見受けられるが、租税法律主義の立場からも課税要件をきちんと法令に規定すべきである。

13. 印紙税の負担軽減と簡素化を図ること

印紙税は、課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、

不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。

よって、印紙税については、課税金額を大幅に引下げるとともに、仕組みの簡素化を図り、廃止の方向で検討を始めるべきである。

14. 課税が停止されている企業年金に係る特別法人税は、速やかに廃止すること

15. 延滞税の税率を7%程度に引下げる

16. PFI事業の特性に適合した税制の導入を図ること

PFI事業の特性に則した税制措置の未整備により、対象となる公共サービスの内容・属性にふさわしい事業方式の選択を歪めているので、以下のような税制の導入を図るべきである。

- ① 登録免許税、固定資産税、都市計画法、不動産取得税の軽減措置を導入すること
- ② PFI事業の契約期間に応じた減価償却制度を導入すること
- ③ 大規模な修繕積立金や更新費に相当する部分については、法人税の課税対象から除外して非課税となるような措置を導入すること

(×)

約束手形CPIに関する印紙税の軽減措置(一律5千円)を一年間延長する。

(△)特別法人税については、平成17年度末まで課税凍結を延長する。

(×)

(△)

民間の資金や人材、技術等を効率的に使い、公共事業に代わって公的インフラの整備・有効活用を促進するとともに、財政負担の縮減を図り、かつ、景気対策にも資するPFI事業に関しては、各税の性質に応じて、税負担の公平性の確保等に留意しつつ、事業の形態、進展等を踏まえ、税制上の必要な措置のあり方について検討を進める。

なお、(1)PFI法に基づいて、政府の補助を受けて整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。(2)PFI法に基づいて、政府の補助を

受けて整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする措置を2年間に限り講ずる。(3)PFI法に基づいて、港湾法に規定する無利子貸付けを受けて整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な設備で、公共の用に供するものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。